

花畑広場使用中止届

年 月 日

(花畑広場指定管理者)

熊本城ホール運営共同事業体
代表団体 株式会社コンベンションリンケージ
代表取締役 平位 博昭 宛

<申請者>

住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)

〒 _____

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の役職・氏名)

(代表者) _____



許可を受けた花畑広場の使用を中止したいので届け出ます。
届け出によっては、利用料の還付が受けられないことに異議はありません。

使用許可書 発行日	年 月 日 ()
許可番号	第 号
中止の理由	<div style="border-top: 1px dotted black; border-bottom: 1px dotted black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-top: 1px dotted black; border-bottom: 1px dotted black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-top: 1px dotted black; border-bottom: 1px dotted black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-top: 1px dotted black; border-bottom: 1px dotted black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-top: 1px dotted black; border-bottom: 1px dotted black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-top: 1px dotted black; border-bottom: 1px dotted black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-top: 1px dotted black; border-bottom: 1px dotted black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-top: 1px dotted black; border-bottom: 1px dotted black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div>

<備考>

- 1) 市及び指定管理者は中止に伴う損害については一切の責任を負いません。
- 2) 市及び指定管理者が天災等によって使用場所の使用が不可能であると判断した場合、使用者からの「くまもと街なか広場使用料還付申請書」の提出により、既納の利用料を全額還付いたします。ただし、これ以外の事由により使用が中止となった場合は、既納の利用料は原則還付せず、市及び指定管理者は一切の責任を負いません。(天災とは地震・台風・雷・洪水など自然現象によってもたらされる災難であり、通常の雨天時、降雪時は対象となりません。)

《指定管理者使用欄》

担当	副責任者			統括責任者
・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・

花畑広場使用中止届

2022 年 8 月 30 日

(花畑広場指定管理者)

熊本城ホール運営共同事業体
代表団体 株式会社コンベンションリンケージ
代表取締役 平位 博昭 宛

<申請者>

住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)

〒 860-0806 熊本市中央区花畑町7番7号

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の役職・氏名)

花畑広場元気づくり実行委員会

(代表者) 実行委員長 花畑 ハナコ

Ⓔ

許可を受けた花畑広場の使用を中止したいので届け出ます。

届け出によっては、利用料の還付が受けられないことに異議はありません。

使用許可書 発行日	2022 年 7 月 20 日 (水)
許可番号	第 0001 号
中止の理由	<p style="color: red;">新型コロナウイルス感染症拡大により、イベントを中止したため</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

<備考>

- 1) 市及び指定管理者は中止に伴う損害については一切の責任を負いません。
- 2) 市及び指定管理者が天災等によって使用場所の使用が不可能であると判断した場合、使用者からの「くまもと街なか広場使用料還付申請書」の提出により、既納の利用料を全額還付いたします。ただし、これ以外の事由により使用が中止となった場合は、既納の利用料は原則還付せず、市及び指定管理者は一切の責任を負いません。(天災とは地震・台風・雷・洪水など自然現象によってもたらされる災難であり、通常の雨天時、降雪時は対象となりません。)

≪指定管理者使用欄≫

担当	副責任者			統括責任者